

## 令和6年度香川県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱

### (通則)

- 1 令和6年度香川県看護補助者処遇改善事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年規則第28号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 2 この補助金は、看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

### (交付の対象)

- 3 この補助金の交付対象は、令和6年1月11日医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知「看護補助者処遇改善事業の実施について」の別紙「看護補助者処遇改善事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、医療機関が実施する事業とする。

### (交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

- ① 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1 種目        | 2 基準額                                      | 3 対象経費  |
|-------------|--|---|
| 看護補助者の賃金改善等 | 対象医療機関の看護補助者の常勤換算数等に基づく金額として実施要綱に基づき算出された額 | 実際に対象医療機関の看護補助者の賃金改善等に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費 |

(申請手続)

- 5 この補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 補助金と事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
  - (6) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
  - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第3号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、補助金に係る

仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、知事が別に定める日までに行うものとする。

(実績報告)

- 8 補助事業者は、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 9 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

- 10 特別の事情により4、5、7及び8に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

この要綱は令和6年4月1日に施行する。